

第4回東彼杵郡三町合併協議会

議 案

平成15年2月13日

東彼杵郡三町合併協議会

第 4 回 協 議 会 議 題

【 議 決 事 項 】

議案第 6号 東彼杵郡三町合併協議会補正予算（第1回）について・1頁

【 協 議 事 項 】

（ 継 続 協 議 事 項 ）

協議第 6号 各町の慣行の取り扱いに関する事... 7頁

協議第 7号 町、字の区域及び名称の取り扱いに関する事... 11頁

協議第 8号 行政区の名称及び所管区域の取り扱いに関する事... 13頁

協議第 9号 広報、公聴関係の取り扱いに関する事... 15頁

協議第10号 情報公開関係の取り扱いに関する事... 18頁

協議第11号 人権関係の取り扱いに関する事... 20頁

（ 新 規 協 議 事 項 ）

協議第12号 一般職の職員の身分の取り扱いに関する事... 22頁

協議題13号 地域間交流関係の取り扱いに関する事... 27頁

協議第14号 交通関係の取り扱いに関する事... 29頁

【 そ の 他 】

(1) 委員・幹事視察研修の復命について

(2) 第5回協議会の日程等について

【議案第6号】

平成14年度東彼杵郡三町合併協議会補正予算（第1回）について

東彼杵郡三町合併協議会財務規程第3条第1項の規定により、平成14年度東彼杵郡三町合併協議会補正予算（第1回）を、別紙のとおり定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成15年 2月13日提出

東彼杵郡三町合併協議会会長 竹 村 一 義

議案第6号

平成14年度 東彼杵郡三町合併協議会会計補正予算（第1回）

平成14年度東彼杵郡三町合併協議会会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,151千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成15年2月13日提出

東彼杵郡三町合併協議会 竹村 一 義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 負担金		8,700	15,000	23,700
	1. 負担金	8,700	15,000	23,700
歳入合計		15,151	15,000	30,151

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		8,316	14,936	23,252
	1. 会議費	1,501	126	1,627
	2. 事業推進費	6,815	14,810	21,625
2. 事務局費		6,463	55	6,408
	1. 事務局費	6,463	55	6,408
3. 予備費		372	119	491
	1. 予備費	372	119	491
歳出合計		15,151	15,000	30,151

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
1. 負担金			8,700	15,000	23,700				
	1. 負担金		8,700	15,000	23,700				
		1. 負担金		8,700	15,000	23,700			
							1. 合併協議会負担金	15,000	合併協議会負担金 5,000 千円 × 3 町 (全額市町村合併準備補助金として国から各町に交付)
2. 県支出金			6,000	0	6,000				
3. 諸収入			451	0	451				
合 計			15,151	15,000	30,151				

(歳出)

(単位：千円)

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
1.事業費			8,316	14,936	23,252			
	1.会議費		1,501	126	1,627			
		1.会議費	1,501	126	1,627	1.報酬	124	委員報酬 124
						9.旅費	48	委員旅費 48
						11.需用費	100	印刷製本費 100
						13委託料	150	会議録テープライト委託 150
	2.事業推進費		6,815	14,810	21,625			
		1.事業推進費	3,860	15,560	19,420	1.報酬	60	委員報酬(視察研修) 60
						8.報償費	130	講師謝礼 130
						9.旅費	1,300	旅費(視察研修) 1,300
						11.需用費	300	印刷製本費 300
						13.委託料	16,500	建設計画策定業務委託 10,000
								事務事業一元化・例規作成委託業務 6,000
								図面作成及び航空写真撮影委託 500
						14.使用料及び賃借料	250	車両借上げ料(視察研修) 250
		2.広報啓発費	2,955	750	2,205	11.需用費	300	印刷製本費 300
						13.委託料	450	ホームページ委託料 450

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
2.	事務局費		6,463	55	6,408			
	1.事務局費		6,463	55	6,408			
		1.事務局費	6,463	55	6,408	7.賃金	500	臨時職員賃金 500
						11.需用費	150	150
						12.役務費	210	電話料 50
								インターネット・メロ名登録料 60
								郵便・宅配料 100
						13.委託料	5	委託警備 5
						14.使用料及び賃借料	250	リース料 20
								北°-使用料 230
						15.工事請負費	130	事務所砂利敷詰工事 130
3.	予備費		372	119	491			
	1.予備費		372	119	491			
		1.予備費	372	119	491			
合 計			15,151	15,000	30,151			

【協議第6号】継続

各町の慣行の取り扱いに関すること

各町の慣行の取り扱いに関することについて、次のとおり提案します。

平成15年 2月13日提出

東彼杵郡三町合併協議会会長 竹 村 一 義

18 各町の慣行の取り扱いに関すること

<p>町章、町の木、町の花、町歌、町民憲章、宣言、各種行事等については、新市（町）において調整する。</p>
--

<p>名誉市（町）民制度については、新市（町）において制定する。</p>

<p>ただし、すでにその称号を贈られている各名誉町民については、これを新市（町）に引き継ぐ。又、引き継ぎ方については、合併までに調整する。</p>

平成15年 2月13日確認

東彼杵郡三町合併協議会の調整内容

専門部会（総務部会）

調 整 項 目	18．各町の慣行の取り扱いに関すること	関 係 項 目	町章 町の木 町の花 町歌	
調 整 内 容	町章、町の木、町の花、町歌、町民憲章、宣言、各種行事については、新市（町）において調整する。 名誉市（町）民制度については、新市（町）において制定する。ただし、既に各町においてその称号を贈られている名誉町民については、新市（町）に引き継ぐ。			
No	現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
	東 彼 杵 町	川 棚 町	波 佐 見 町	
	<p>「ヒ（ヒガシ）」と、「ソ（ソノギ）」の文字を組み合わせて、飛翔する鳥を形どつたもので、近代農業を中心に躍進する町勢と人情豊かな町民の融和、団結を象徴した。 （昭和43年6月制定）</p> 	<p>カ・ワ・タ・ナの文字を町民の融和と団結を願って丸く図案化したものです。 （昭和32年制定）</p> 	<p>ハサミの文字を図案化したもので、ハの字の円は町の和を、サ・ミは上に開いて更に発展する姿を象徴しています。 （昭和37年3月制定）</p> 	新市（町）において調整する。
	<p>楠 （平成元年10月23日制定）</p>	<p>モッコク （平成元年8月1日指定）</p>	<p>モチノキ （平成元年7月制定）</p>	新市（町）において調整する。
	<p>コスモス （平成元年10月23日制定）</p>	<p>オニユリ （平成元年8月1日指定）</p>	<p>つつじ （昭和47年12月制定）</p>	新市（町）において調整する。
	<p>東彼杵町町歌 （昭和43年6月28日制定） 参考 「ひがしそのぎ音頭」</p>	<p>参考 「川棚くじゃく音頭」 「川棚ブルース」 「川棚よかね節」 「川棚よさこいソーラン」</p>	<p>参考 「波佐見音頭」 「波佐見節」</p>	新市（町）において調整する。

東彼杵郡三町合併協議会の調整内容

専門部会（総務部会）

調 整 項 目	18.各町の慣行の取り扱いに関すること	関 係 項 目	町民憲章	
調 整 内 容				
No	現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
	東 彼 杵 町	川 棚 町	波 佐 見 町	
	<p>太陽、緑、水そして爽やかな空気。 わたしたち東彼杵町民はこのすばらしい自然の中で生きがいのある、心豊かな生活と、調和のとれた香り高い文化の町をめざし、次代への道しるべとしてここに町民憲章を定めます。</p> <p>一、恵まれた自然に感謝し住みよい町をつくりましょう。</p> <p>一、思いやりのある心で明るい家庭をつくりましょう。</p> <p>一、健康で仕事に励み豊かな郷土をつくりましょう。</p> <p>一、ともに学びあい子供のゆめと若い力を伸ばしましょう。</p> <p>一、きまりを守り交通安全の輪を広げましょう。</p> <p style="text-align: center;">（平成元年10月23日制定）</p>	<p>わたくしたちの町川棚は、気高い虚空蔵岳の姿と豊かな川棚川の流にはぐくまれた先人たちの努力によって発展してきました。</p> <p>わたくしたちは、このふるさとを愛し、さらによりよい町づくりのために町制施行50周年を記念してここに町民憲章を定めます。</p> <p>1 わたくしたちは恵まれた自然をまもり住みよい町をつくりまます</p> <p>1 わたくしたちは勤労を愛し豊かな町をつくりまます</p> <p>1 わたくしたちは老人をうやまいこどもの夢を育てまます</p> <p>1 わたくしたちは健康と教養を高めゆとりのある町をつくりまます</p> <p>1 わたくしたちは隣人愛を育てうるおいのある町をつくりまます</p> <p style="text-align: center;">（昭和59年11月3日制定）</p>	<p>わたしたちの町は、美しい自然とあたたかい人情にはぐくまれ実り豊かな田園、伝統あるやきものの町として発展してきました。</p> <p>わたしたちは、この波佐見町に住む誇りと責任をもって先人の偉業を受けつぎ輝かしい未来をきずくためにこの憲章を定めます。</p> <p>1 わたしたちは、心をあわせ美しい緑と水を守り明るい町をつくりまします。</p> <p>1 わたしたちは、心をあわせ礼儀を守り感謝の念を大切にまします。</p> <p>1 わたしたちは、心をあわせ生命を尊重し健康な体をつくりまします。</p> <p>1 わたしたちは、心をあわせ仕事にはげみ郷土の産業を興しまします。</p> <p>1 わたしたちは、心をあわせ健全な心身を練り社会に尽くす人となりまします。</p> <p style="text-align: center;">（昭和51年11月制定）</p>	<p>新市（町）において調整する。</p>

東彼杵郡三町合併協議会の調整内容

専門部会（総務部会）

調 整 項 目	18. 各町の慣行の取り扱いに関すること	関 係 項 目	名誉町民等 宣言関係 各種行事等	
調 整 内 容				
No	現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
	東 彼 杵 町	川 棚 町	波 佐 見 町	
	<ul style="list-style-type: none"> ・東彼杵町名誉町民条例 (昭和36年1月制定) 3人(いずれも故人) ・東彼杵町表彰条例 (昭和43年2月制定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名誉町民制度なし ・川棚町表彰規則 (昭和34年10月制定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・波佐見町名誉町民条例 (昭和45年12月制定) 4人(いずれも故人) ・波佐見町表彰条例 (昭和38年3月制定) 	<p>名誉市(町)民制度については、新市(町)において制定する。</p> <p>ただし、既に各町においてその称号を贈られている名誉町民については、新市(町)に引き継ぐ。</p> <p>市(町)表彰については新市(町)において調整する。</p>
	交通安全宣言町(昭和38年4月1日)	交通安全宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全の町(S48.3) ・青色申告の町(S49.11) 	新市(町)において調整する。
	<ul style="list-style-type: none"> 1月 消防出初式、成人式、町駅伝大会 3月 町民綱引き大会 3月 健康講演会及びヘルシーウオーク大会 大野原演習場野焼き 4月 慰霊祭 龍頭泉いこいの広場キャンプ場開き 5月 新茶まつり、そのぎ茶市、献茶祭 8月 納涼花火大会、戦没者慰霊祭 9月 敬老会 10月 町民大運動会(3年に1回開催) 10月 慰霊祭 11月 町民表彰式、ふるさとふれあいまつり 	<ul style="list-style-type: none"> 1月 消防出初式、成人式 3月 駅伝大会、文化講演会、虚空蔵山登山会 5月 くじゃく祭り、茶市 6月 キャンプ場開き 7月 海水浴場開き、祇園祭 8月 子供会対抗球技大会 かわたな夏祭り 9月 地区対抗ソフトボール大会 10月 戦没者慰霊祭、かわたな健康まつり 大村湾鯛釣り大会、おくんち 11月 総合文化祭、町政功労者表彰式 	<ul style="list-style-type: none"> 1月 消防出初式、成人式、町一周駅伝大会 2月 町民音楽祭、町壮年駅伝大会 4月 中尾山「桜陶祭」 さくらまつり(温泉センター周辺) 波佐見ロードレース大会 波佐見陶器まつり 8月 はさみ夏まつり、戦没者慰霊祭(南・東) 10月 町民大運動会(隔年開催) 慰霊祭 11月 はさみ炎まつり 農業感謝祭 町民文化祭 町民表彰式 	新市(町)において調整する。

【協議第7号】継続

町、字の区域及び名称の取り扱いに関すること

町、字の区域及び名称の取り扱いに関することについて、次のとおり提案します。

平成15年 2月13日提出

東彼杵郡三町合併協議会会長 竹 村 一 義

19 町、字の区域及び名称の取り扱いに関すること

字の名称については現行どおりとする。

ただし、市制を施行した場合は次のとおりとする。

市 町 (は新市名、 は旧町名、 は大字名)

字の区域については、必要に応じ新市(町)において調整する。

* 町制を施行した場合には次のとおりとする。

町 (は新町名、 は旧町の名称を頭に旧字名をつける。)

平成15年 2月13日確認

東彼杵郡三町合併協議会の調整内容

専門部会（総務部会）

調 整 項 目	19. 町、字の区域及び名称の取り扱いに関すること	関 係 項 目		
調 整 内 容	字の名称については現行どおりとする。ただし、市制を施行した場合には次のとおりとする。 市 町 （ は新市名、 は旧町名、 は大字名） なお、字の区域については、必要に応じ新市（町）において調整する。 * 町制を施行した場合には次のとおりとする。 町 （ は新町名、 は旧町の名称を頭に大字名をつける）			
No	現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
	東 彼 杵 町	川 棚 町	波 佐 見 町	
	小音琴郷 大音琴郷 口木田郷 蔵本郷 彼杵宿郷 三根郷 川内郷 法音寺郷 菅無田郷 坂本郷 中尾郷 太ノ浦郷 八反田郷 千綿宿郷 瀬戸郷 駄地郷 平似田郷 中岳郷 遠目郷 蕪郷 木場郷 里郷 一ツ石郷 計 23	小音琴郷 百津郷 城山町 栄町 石木郷 岩屋郷 木場郷 猪乗川内郷 五反田郷 中山郷 上組郷 中組郷 下組郷 白石郷 三越郷 小串郷 新谷郷 計 17	中尾郷 三股郷 永尾郷 小樽郷 野々川郷 湯無田郷 井石郷 鬼木郷 金屋郷 折敷瀬郷 宿 郷 村木郷 皿山郷 稗木場郷 田ノ頭郷 川内郷 岳辺田郷 長野郷 志折郷 中山郷 計 20	字の名称については現行どおりとする。 ただし、市制を施行した場合には次のとおりとする。 市 町 （ は新市名、 は旧町名、 は大字名） なお、字の区域については、必要に応じ新市（町）において調整する。 * 町制を施行した場合には次のとおりとする。 町 （ は新町名、 は旧町の名称を頭に旧字名をつける） * 地方自治法第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。 同一大字名 小音琴郷（東彼杵町、川棚町） 川内郷（東彼杵町、波佐見町） 中尾郷（東彼杵町、波佐見町） 木場郷（東彼杵町、川棚町） 中山郷（川棚町、波佐見町） 3町計 60

【協議第8号】継続

行政区の名称及び所管区域の取り扱いに関すること

行政区の名称及び所管区域の取り扱いに関することについて、次のとおり提案します。

平成15年 2月13日提出

東彼杵郡三町合併協議会会長 竹 村 一 義

2 1 行政区の名称及び所管区域の取り扱いに関すること

行政区の名称及び所管区域については、現行を基本とする。 ただし、必要に応じ合併までに調整する。
--

平成15年 2月13日確認

東彼杵郡三町合併協議会の調整内容

専門部会（総務部会）

調 整 項 目	2 1 . 行政区の名称及び所管区域の取り扱いに関すること		関 係 項 目		
調 整 内 容	行政区の名称及び所管区域については、現行を基本とする。ただし、必要に応じ合併までに調整する。				
No	現 況			調 整 の 具 体 的 内 容	
	東 彼 杵 町	川 棚 町	波 佐 見 町		
	小音琴 浦 大音琴 口木田 蔵本 金谷 本町 東町 橋の詰 赤木 上杉 下三根 山田 樋口 川内 飯盛 法音寺 菅無田 坂本 中尾 太の原 太の浦 八反田 西宿 東宿 計 3 4	数石 新百津 若草 旭ヶ丘 山手 城山 下百津 栄町 上百津 岩立 石木 川原 岩屋 木場 猪乗 五反田 中山 上組 野口 中組 宿 下組 国病 新町 尾山 計 3 8	平島1丁目 平島2丁目 平島3丁目 平島4丁目 琴見ヶ丘 東白石 西白石 三越 大崎 東小串 西小串 惣津 新谷 計 2 2	中尾 三股 永尾 小樽 野々川 湯無田 井石 鬼木 金屋 折敷瀬 宿 村木 皿山 稗木場 田ノ頭 川内 岳辺田 甲長野 乙長野 協和 志折 平野	行政区の名称及び所管区域については、現行を基本とする。 ただし、必要に応じ合併までに調整する。 同一行政区名 川内（東彼杵町、波佐見町） 中尾（東彼杵町、波佐見町） 木場（東彼杵町、川棚町） 宿（川棚町、波佐見町） 3 町 計 9 4

【協議第9号】継続

広報、公聴関係の取り扱いに関すること

広報、公聴関係の取り扱いに関することについて、次のとおり提案します。

平成15年 2月13日提出

東彼杵郡三町合併協議会会長 竹 村 一 義

24 広報、公聴関係の取り扱いに関すること

<p>広報関係については、広報紙は毎月1回発行を原則とし、議会だよりの発行については年4回を原則とする。その他の広報については、新市(町)において調整する。</p>
--

<p>公聴関係については、新市(町)において調整する。</p>

平成15年 2月13日確認

東彼杵郡三町合併協議会の調整内容

専門部会（企画部会）

調 整 項 目	24．広報公聴関係の取り扱いに関する事	関 係 項 目	その他広報、公聴手段について	
調 整 内 容				
No	現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
	東 彼 杵 町	川 棚 町	波 佐 見 町	
	<p>(3) その他広報に関する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 町行事等をラジオで広報 (月2回 概ね第2、第4金曜日) 予算：14年度 630千円 * 地域情報センター（平成2年4月設置） 規程：東彼杵町放送施設設置条例 ・ オフトーク通信（1チャンネル） 定期お知らせ 午前6時30分 午後0時30分 午後8時 (13年度原稿実績 4,145件) 今晚の集会のお知らせ 午後7時 緊急時のお知らせ（随時放送） 管理：東彼杵町放送協会 加入台数：1,999台 <p>2、公聴に関する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区長会議（月1回） ・ 町政懇談会（随時） ・ ホームページ及びメールによる公聴 	<p>(3) その他広報に関する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> * お知らせカレンダー (B4版 片面 毎月月末頃発行) 予算：14年度 1,168千円 * 防災行政無線の活用 <p>2、公聴に関する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総代会（年2回） ・ 町政懇談会（随時） ・ ホームページ及びメールによる公聴 	<p>(3) その他広報に関する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 防災行政無線を活用し全戸屋内放送 <p>2、公聴に関する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会長会（月1回） ・ 町政懇談会（随時） ・ 町政に対するご意見箱の設置 (町内公共施設4カ所) ・ ホームページ及びメールによる公聴 	<p>新市（町）において調整する。</p>

【協議第10号】継続

情報公開関係の取り扱いに関すること

情報公開関係の取り扱いに関することについて、次のとおり提案します。

平成15年 2月13日提出

東彼杵郡三町合併協議会会長 竹 村 一 義

25 情報公開関係の取り扱いに関すること

合併までに調整する。

平成15年 2月13日確認

東彼杵郡三町合併協議会の調整内容

専門部会（総務部会）

調 整 項 目	25．情報公開の取り扱いに関すること			関 係 項 目	
調 整 内 容	合併までに調整する。				
No	現 況			調 整 の 具 体 的 内 容	
	東 彼 杵 町	川 棚 町	波 佐 見 町		
	東彼杵町情報公開条例 平成13年6月29日制定 平成14年4月1日施行	川棚町情報公開条例 平成14年3月26日制定 平成14年10月1日施行	波佐見町情報公開条例 平成14年3月18日制定 平成14年10月1日施行	合併までに調整する。	

【協議第11号】継続

人権関係の取り扱いに関すること

人権関係の取り扱いに関することについて、次のとおり提案します。

平成15年 2月13日提出

東彼杵郡三町合併協議会会長 竹 村 一 義

27 人権関係の取り扱いに関すること

人権関係の事務事業については、現行のとおり新市(町)に引き継ぐものとする。

平成15年 2月13日確認

東彼杵郡三町合併協議会の調整内容

専門部会（住民環境部会）

調 整 項 目	27. 人権関係の取り扱いに関すること	関 係 項 目	人権・同和関係
調 整 内 容	人権関係の事務事業については、現行のとおり新市（町）に引き継ぐものとする。		

No	現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
	東 彼 杵 町	川 棚 町	波 佐 見 町	
	1 広報啓発関係 ・ 広報紙に掲載(随時) ・ オフトーク放送 ・ 宣伝カーによるパレード啓発 ・ 周知ポスターの掲示(随時) 2 人権相談所開設 ・ 毎週1回(心配ごと相談と合同) ・ 特設人権相談所(年1回開設) (長崎地方法務局大村支局及び大村人権擁護委員協議会主催) ・ こども人権相談所 (郡内3町持回り3年ごとに1回開設)	1 広報啓発関係 ・ 広報紙に掲載(随時) ・ 町内無線放送 ・ 宣伝カーによるパレード啓発 ・ 周知ポスターの掲示(随時) 2 人権相談所開設 ・ 毎月1回(20日前後日) ・ 特設人権相談所(年1回開設) (長崎地方法務局大村支局及び大村人権擁護委員協議会主催) ・ こども人権相談所 (郡内3町持回り3年ごとに1回開設)	1 広報啓発関係 ・ 広報紙に掲載(随時) ・ 防災無線放送 ・ 宣伝カーによるパレード啓発 ・ 周知ポスターの掲示(随時) 2 人権相談所開設 ・ 毎月1回(第1水曜日) ・ 特設人権相談所(年1回開設) (長崎地方法務局大村支局及び大村人権擁護委員協議会主催) ・ こども人権相談所 (郡内3町持回り3年ごとに1回開設)	人権関係の事務事業については、現行のとおり新市（町）に引き継ぐものとする。

(参考資料) 各町人権擁護委員の現況(単位:人)

区 分	東彼杵町	川 棚 町	波佐見町	合 計
委員定数	5	6	6	17
現 員	3	4	3	10

【協議第12号】新規

一般職の職員の身分の取り扱いに関する事

一般職の職員の身分の取り扱いに関する事について、次のとおり提案します。

平成15年 2月13日提出

東彼杵郡三町合併協議会会長 竹 村 一 義

1.1 一般職の職員の身分の取り扱いに関する事

現に3町の職員である者は、すべて新市(町)の職員として引き継ぐものとする。

<具体的な調整内容>

- 1 職員数については、新市(町)建設計画に目標を定め、適正化に努めるものとする。
- 2 職名等については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併までに調整する。
- 3 職員の給与については、適正化の観点から新市(町)において調整する。

平成 年 月 日確認

職員の身分の取り扱いに関すること

職員の身分の取り扱いについては、「市町村の合併の特例に関する法律」第9条に次のとおり規定されています。

(職員の身分取扱い)

第9条 合併関係市町村(注1)は、その協議(注2)により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村(注3)は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

(注1) 合併関係市町村とは・・・現在の東彼杵郡三町

(注2) 協議とは・・・合併協議会での協議及び関係市町村の協議

(注3) 合併市町村とは・・・合併後の新しい市(町)

東彼杵郡三町合併協議会の調整内容

専門部会（総務部会）

調 整 項 目	1 1 . 一般職の職員の身分の取り扱いに関すること						関 係 項 目	職員の定数及び現員					
調 整 内 容	<p>現に3町の職員である者は、すべて新市（町）の職員として引き継ぐものとする。</p> <p><具体的な調整内容></p> <p>1 職員数については、新市（町）建設計画に目標を定め、適正化に努めるものとする。</p> <p>2 職名等については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整する。</p> <p>3 職員の給与については、適正化の観点から新市（町）において調整する。</p>												
	現 況												調 整 の 具 体 的 内 容
	東彼杵町			川棚町			波佐見町			3町の合計			
	条例定数	実職員数	差引	条例定数	実職員数	差引	条例定数	実職員数	差引	条例定数	実職員数	差引	
町長事務局	7 1	6 8	3	9 3	8 9	4	8 8	8 3	5	2 5 2	2 4 0	1 2	
議会事務局	2	1	1	3	3		2	1	1	7	5	2	
選挙管理委員会	2	1	1	1	1		1	1		4	3	1	
監査委員	1	1		兼 2	兼 2		1	1		2 兼 2	2 兼 2		
教育委員会事務局				3	3		1 0	9	1	1 3	1 2	1	
〃 関係職員	2 3	2 1	2	1 9	1 9		1 7	1 2	5	5 9	5 2	7	
農業委員会	3	2	1	2	2		3	2	1	8	6	2	
その他の委員会													
学 校													
公 営 企 業 等 会 計	病 院												
	水 道				1 3	1 3	7	7		2 0	2 0		
	交 通												
	その他												
	小 計				1 3	1 3		7	7		2 0	2 0	
合 計	1 0 2	9 4	8	1 3 4	1 3 0	4	1 2 9	1 1 6	1 3	3 6 5	3 4 0	2 5	
派遣職員		1			1			1			3		

東彼杵郡三町合併協議会の調整内容

専門部会（総務部会）

調 整 項 目	1 1 . 一般職の職員の身分の取り扱いに関すること		関 係 項 目	職員の年齢構成	
調 整 内 容					
No	現 況				調 整 の 具 体 的 内 容
	東 彼 杵 町	川 棚 町	波 佐 見 町	年 齢 構 成 3 町 の 合 計	
	職員の年齢構成	職員の年齢構成	職員の年齢構成	年齢構成 3 町の合計	
18 歳	0	0	0	0	
19	0	0	0	0	
20	0	1	0	1	
21	0	1	1	2	
22	0	0	2	2	
23	2	2	2	6	
24	0	1	0	1	
25	1	3	2	6	
26	3	7	4	14	
27	4	10	1	15	
28	2	5	2	9	
29	4	4	0	8	
30	5	4	7	16	
31	1	3	1	5	
32	2	4	1	7	
33	5	2	4	11	
34	3	0	3	6	
35	1	5	0	6	
36	4	3	1	8	
37	3	4	1	8	
38	0	1	2	3	
39	0	3	0	3	
40	4	5	2	11	
41	1	4	3	8	
42	2	2	0	4	
43	0	6	2	8	
44	2	7	3	12	
45	4	0	2	6	
46	1	3	4	8	
47	4	5	6	15	
48	4	2	7	13	
49	7	4	7	18	
50	1	1	5	7	
51	0	3	3	6	
52	1	4	6	11	
53	4	6	2	12	
54	9	3	11	23	
55	2	3	5	10	
56	1	2	4	7	
57	1	2	4	7	
58	1	2	2	5	
59	2	1	2	5	
60	3	2	2	7	
	合計 94 人 平均年齢 41 歳	合計 130 人 平均年齢 39 歳	合計 116 人 平均年齢 44 歳	合計 340 人 平均年齢 41 歳	

東彼杵郡三町合併協議会の調整内容

専門部会（総務部会）

調 整 項 目	1 1 . 一般職の職員の身分の取り扱いに関すること		関 係 項 目	職員の給料等
調 整 内 容				
No	現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
	東 彼 杵 町	川 棚 町	波 佐 見 町	
	<p>給料表の種類</p> <p>行政職（一）給料表</p> <p>行政職（二）給料表</p> <p>行政職給料表の職務分類表</p> <p>1 級：初級係員（主事補）の職務</p> <p>2 級：中級係員（主事）の職務</p> <p>3 級：上級係員（主事）の職務</p> <p>4 級：係長、室長、主査、の職務及びこれらに相当する職務</p> <p>5 級：相当の経験を有する係長、室長、主査の職務及びこれらに相当する職務</p> <p>6 級：課長、支所長、参事、参事補の職務及びこれらに相当する職務</p> <p>7 級：高度の経験を必要とする課長の職務及びこれらに相当する職務</p> <p>8 級：高度の経験を必要とする課長の職務にあつて、理事の職に任命された者</p> <p>* 初任給、昇格、昇格等の基準に関する規則</p>	<p>給料表の種類</p> <p>行政職（一）給料表</p> <p>技能労務職員給料表</p> <p>行政職給料表の職務分類表</p> <p>1 級：主事補、技師補の職務</p> <p>2 級：主事、技師の職務</p> <p>3 級：主事、技師の職務</p> <p>4 級：係長、主査、主任の職務（5 級に掲げる係長等を除く）</p> <p>5 級：係長等の職務</p> <p>6 級：課長、局長、室長、次長、給食センター所長、参事並びに副参事の職務</p> <p>7 級：課長等の職務</p> <p>8 級：総務課長並びに高度な知識及び相当の経験を有する課長等の職務（参事を除く）</p> <p>* 初任給、昇格、昇格等の基準に関する規則</p>	<p>給料表の種類</p> <p>行政職（一）給料表</p> <p>行政職（二）給料表</p> <p>行政職給料表の職務分類表</p> <p>1 級：主事補、技師補、書記補（初級係員）の職務</p> <p>2 級：主事、技師、書記（中級係員）の職務</p> <p>3 級：主事、技師、書記（上級係員）の職務</p> <p>4 級：係長、主査、主任の職務（5 級に掲げる係長、主査、主任を除く）</p> <p>5 級：課長補佐（6 級に掲げる補佐を除く）、係長、主査、主任の職務</p> <p>6 級：課長、局長、次長、給食センター所長、理事、参事並びに課長補佐、参事補の職務</p> <p>7 級：課長等の職務</p> <p>8 級：相当の経験を有する課長等の職務</p> <p>* 初任給、昇格、昇格等の基準に関する規則</p>	

【協議第13号】新規

地域間交流関係の取り扱いに関すること

地域間交流関係の取り扱いに関することについて、次のとおり提案します。

平成15年 2月13日提出

東彼杵郡三町合併協議会会長 竹 村 一 義

4.2 地域間交流関係の取り扱いに関すること

姉妹都市については、現行のとおり新市（町）に引き継ぐものとし、必要に応じ、新市（町）移行後相手の姉妹都市縁組みの意思を確認した後、改めて調印する。

各種交流事業については、現行のとおり新市（町）に引き継ぐものとし、交流のための制度は新市（町）において調整する。

平成 年 月 日確認

東彼杵郡三町合併協議会の調整内容

専門部会（企画部会）

調 整 項 目	4 2 . 地域間交流関係の取扱いに関すること	関 係 項 目	1 . 姉妹都市の状況 2 . 各種交流事業	
調 整 内 容	・ 姉妹都市については、現行のとおり新市（町）に引き継ぐものとし、必要に応じ、新市（町）移行後相手の姉妹都市縁組みの意思を確認した後、改めて調印する。 ・ 各種交流事業は、現行のとおり新市（町）に引き継ぐものとし、交流のための制度は新市（町）において調整する。			
No	現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
	東 彼 杵 町	川 棚 町	波 佐 見 町	
1	姉妹都市の状況 (1) 該当なし	姉妹都市の状況 (1) 該当なし (将来に向けて、インド共和国ヒマチャル プラディッシュ州との交流事業の可能性を調査検討中。)	姉妹都市の状況 (1) ブラジルサンパウロ州マウア市 昭和63年4月2日提携調印 同じ窯業の盛んな都市である事と、本町から移住した方の取り持ちで姉妹都市を締結し交流を図っている。 14年度は、姉妹都市提携15周年記念式典に町長参加。(14年度 1,348千円)	姉妹都市については、現行のとおり新市（町）に引き継ぐものとし、必要に応じ、新市（町）移行後相手の姉妹都市縁組みの意思を確認した後、改めて調印する。
2	各種交流事業 (1) 全国難読町村サミット 難読といわれる町村が歴史文化などの特性を生かし、地域振興や人的交流を図る。 平成14年度参加町 17町 (2) 全国茶サミット 100の茶園を持つ市町村を対象にお茶のPRや安全性、需要開発、消費拡大及びお茶の文化普及を図る。 (3) 九州人形芝居サミット&フェスティバル 九州の人形浄瑠璃関係者が、相互に交流を深め、情報の交換による固有の伝統文化である人形芝居の継承保存や発展に寄与する。 (4) みどりの基金運用対策事業 国内外の交流事業に対して、経費の1/2を補助している。 視察研修の実施及び参加 国際交流事業への参加 ホームステイの受け入れ及び参加	各種交流事業 (1) 中国遼寧省瀋陽市蘇家屯区との交流 それまで民間との交流実績があった事から派遣するようになった。 ・平成11年度～平成14年度(各年度中学生ホームステイ派遣) ・平成11年度については、町制施行65周年記念国際親善訪問団として町民、中学生など64名派遣。 ・平成14年度事業 (1,126千円) 職員2名・中学生6名派遣 (これまで4年間で中学生は22名派遣。)	各種交流事業 (1) 大阪府枚方市(市民交流都市) 平成11年7月15日宣言 はさみ焼(くらわんか碗)に関わりのある都市が縁で、市民交流都市宣言を行い交流が始まった。(14年度 66千円) (2) 天正遣欧少年使節ゆかりの地交流 天正年間ヨーロッパのスペイン、イタリアに少年使節として渡り日本とヨーロッパの架け橋となった少年使節ゆかりの地関係市町が中学生を対象に毎年交流事業を行っている。 宮崎県西都市・大村市・千々石町・西海町・波佐見町の2市3町で毎年交流事業を行っている。(14年度 240千円) (3) 民間団体への助成 国際性豊かな人材の育成を目的として民間団体が行う各種交流事業へ、経費の一部を助成。(14年度予算 840千円)	各種交流事業は、現行のとおり新市（町）に引き継ぐものとし、交流のための制度は新市（町）において調整する。

【協議第14号】新規

交通関係の取り扱いに関すること

交通関係の取り扱いに関することについて、次のとおり提案します。

平成15年 2月13日提出

東彼杵郡三町合併協議会会長 竹 村 一 義

43 交通関係の取り扱いに関すること

<p>バス路線については、合併時点において維持されている路線は、新市(町)に引き継ぐものとし、新たなバス交通網のあり方については新市(町)において調整する。</p>
--

<p>鉄道交通については、現行のとおり新市(町)に引き継ぐ。</p>

平成 年 月 日確認

東彼杵郡三町合併協議会の調整内容

専門部会（企画部会）

調整項目	43. 交通関係の取り扱いに関すること	関係項目	1 バス交通 2 鉄道交通																																																																																							
調整内容	バス交通については、合併時点において維持されている路線は、新市（町）に引き継ぐものとし、新たなバス交通網のあり方については新市（町）において調整する。 鉄道交通については、現行のとおり新市（町）に引き継ぐ。																																																																																									
No	現 況			調整の具体的内容																																																																																						
	東 彼 杵 町	川 棚 町	波 佐 見 町																																																																																							
1 バス交通	1 バス交通	1 バス交通	バス交通については、合併時点において維持されている路線は、新市（町）に引き継ぐものとし、新たなバス交通網のあり方については新市（町）において調整する。また、鉄道交通については、現行のとおり新市（町）に引き継ぐ。																																																																																							
(1) 廃止代替路線バス運行（平成15年1月現在）	(1) 廃止代替路線バス運行（平成15年1月現在）	(1) 廃止代替路線バス運行（平成15年1月現在）																																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統番号</th> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="3">運行区間</th> <th rowspan="2">運行回数</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>キロ程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99</td> <td>大野原高原線</td> <td>太の浦</td> <td>宮崎橋</td> <td>30.6 km</td> <td>0.5回</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>"</td> <td>太の浦</td> <td>彼杵中学校</td> <td>11.1 km</td> <td>1.0回</td> </tr> <tr> <td>103</td> <td>"</td> <td>川棚バスセンター</td> <td>太の浦</td> <td>17.6 km</td> <td>2.5回</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成14年度欠損補償金 9,534千円 うち県補助金 1,715千円 うち町負担金 7,819千円</p>	系統番号	路線名	運行区間			運行回数	起点	終点	キロ程	99	大野原高原線	太の浦	宮崎橋	30.6 km	0.5回	100	"	太の浦	彼杵中学校	11.1 km	1.0回	103	"	川棚バスセンター	太の浦	17.6 km	2.5回	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統番号</th> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="3">運行区間</th> <th rowspan="2">運行回数</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>キロ程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>161</td> <td>村木線</td> <td>川棚バスセンター</td> <td>村木</td> <td>11.3 km</td> <td>2.0回</td> </tr> <tr> <td>162</td> <td>川棚東峠線</td> <td>川棚バスセンター</td> <td>東峠</td> <td>13.8 km</td> <td>5.5回</td> </tr> <tr> <td>262</td> <td>上木場線</td> <td>川棚バスセンター</td> <td>上木場</td> <td>7.6 km</td> <td>6.0回</td> </tr> <tr> <td>263</td> <td>国民宿舎線</td> <td>川棚バスセンター</td> <td>国民宿舎</td> <td>5.2 km</td> <td>5.0回</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成14年度欠損補償金 17,592千円 うち県補助金 3,272千円 うち町負担金 14,320千円</p>	系統番号	路線名	運行区間			運行回数	起点	終点	キロ程	161	村木線	川棚バスセンター	村木	11.3 km	2.0回	162	川棚東峠線	川棚バスセンター	東峠	13.8 km	5.5回	262	上木場線	川棚バスセンター	上木場	7.6 km	6.0回	263	国民宿舎線	川棚バスセンター	国民宿舎	5.2 km	5.0回	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統番号</th> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="3">運行区間</th> <th rowspan="2">運行回数</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>キロ程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>160</td> <td>川棚東峠線</td> <td>川棚バスセンター</td> <td>東峠</td> <td>13.8 km</td> <td>5.5回</td> </tr> <tr> <td>161</td> <td>村木線</td> <td>川棚バスセンター</td> <td>村木</td> <td>11.3 km</td> <td>2.0回</td> </tr> <tr> <td>271</td> <td>野々川線</td> <td>内海</td> <td>上野々川</td> <td>5.4 km</td> <td>3.0回</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成14年度欠損補償金 17,721千円 うち県補助金 3,628千円 うち町負担金 14,093千円</p>	系統番号	路線名	運行区間			運行回数	起点	終点	キロ程	160	川棚東峠線	川棚バスセンター	東峠	13.8 km	5.5回	161	村木線	川棚バスセンター	村木	11.3 km	2.0回	271	野々川線	内海	上野々川	5.4 km	3.0回	
系統番号			路線名	運行区間			運行回数																																																																																			
	起点	終点		キロ程																																																																																						
99	大野原高原線	太の浦	宮崎橋	30.6 km	0.5回																																																																																					
100	"	太の浦	彼杵中学校	11.1 km	1.0回																																																																																					
103	"	川棚バスセンター	太の浦	17.6 km	2.5回																																																																																					
系統番号	路線名	運行区間			運行回数																																																																																					
		起点	終点	キロ程																																																																																						
161	村木線	川棚バスセンター	村木	11.3 km	2.0回																																																																																					
162	川棚東峠線	川棚バスセンター	東峠	13.8 km	5.5回																																																																																					
262	上木場線	川棚バスセンター	上木場	7.6 km	6.0回																																																																																					
263	国民宿舎線	川棚バスセンター	国民宿舎	5.2 km	5.0回																																																																																					
系統番号	路線名	運行区間			運行回数																																																																																					
		起点	終点	キロ程																																																																																						
160	川棚東峠線	川棚バスセンター	東峠	13.8 km	5.5回																																																																																					
161	村木線	川棚バスセンター	村木	11.3 km	2.0回																																																																																					
271	野々川線	内海	上野々川	5.4 km	3.0回																																																																																					
(2) 一般乗合バス路線運行（平成15年1月現在）	(2) 一般乗合バス路線運行（平成15年1月現在）	(2) 一般乗合バス路線維持（平成15年1月現在）																																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統番号</th> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="3">運行区間</th> <th rowspan="2">運行回数</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>キロ程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1060</td> <td>川棚才貴田線</td> <td>川棚バスセンター</td> <td>才貴田</td> <td>14.9 km</td> <td>6.0回</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成14年度欠損補償金 4,934千円</p>	系統番号	路線名	運行区間			運行回数	起点	終点	キロ程	1060	川棚才貴田線	川棚バスセンター	才貴田	14.9 km	6.0回	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統番号</th> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="3">運行区間</th> <th rowspan="2">運行回数</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>キロ程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1060</td> <td>川棚才貴田線</td> <td>川棚バスセンター</td> <td>才貴田</td> <td>14.9 km</td> <td>6.0回</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成14年度欠損補償金 412千円</p>	系統番号	路線名	運行区間			運行回数	起点	終点	キロ程	1060	川棚才貴田線	川棚バスセンター	才貴田	14.9 km	6.0回	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統番号</th> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="3">運行区間</th> <th rowspan="2">運行回数</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>キロ程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>上中尾・鬼木線</td> <td>内海</td> <td>井石</td> <td>14.9 km</td> <td>10.1回</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成14年度欠損補償金 3,491千円</p>	系統番号	路線名	運行区間			運行回数	起点	終点	キロ程		上中尾・鬼木線	内海	井石	14.9 km	10.1回																																											
系統番号			路線名	運行区間			運行回数																																																																																			
	起点	終点		キロ程																																																																																						
1060	川棚才貴田線	川棚バスセンター	才貴田	14.9 km	6.0回																																																																																					
系統番号	路線名	運行区間			運行回数																																																																																					
		起点	終点	キロ程																																																																																						
1060	川棚才貴田線	川棚バスセンター	才貴田	14.9 km	6.0回																																																																																					
系統番号	路線名	運行区間			運行回数																																																																																					
		起点	終点	キロ程																																																																																						
	上中尾・鬼木線	内海	井石	14.9 km	10.1回																																																																																					
(3) 一般乗合バス路線運行（補助なし） 嬉野彼杵線（JR）	(3) 一般乗合バス路線運行（補助なし） 川棚佐世保線（西肥自動車） 川棚内海線（西肥自動車）	(3) 一般乗合バス路線（補助なし） 佐世保嬉野線（西肥自動車） 内海川棚線（西肥自動車）																																																																																								
2 鉄道交通	2 鉄道交通																																																																																									
「千綿駅」鉄道駅舎管理 1,257千円	「小串郷駅」鉄道駅舎管理 843千円																																																																																									

【 そ の 他 】

委員・幹事視察研修の復命について

第5回協議会の開催等について

日 時 : 平成15年3月13日(木) 10:00~

場 所 : 波佐見町総合文化会館